別紙１

**介護保険事業所へのPCR検査等に要する経費補助事業について**

１　目的

　　新型コロナウイルス感染症罹患時における重症化リスクの高い高齢者の集団で形成される事業所においては、感染症拡大防止のため、事業者自らが適時に感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることが重要です。このことについて、当該事業所職員及び利用者への自主的なPCR検査等を行った場合に要する経費を市が補助することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることを目的とするものです。

２　補助事業内容

　　本事業対象事業所が、職員及び利用者に対して実施した新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査及び抗原定量検査に係る費用（検査費用、検体採取及び結果診断料をいい、検体送付に別途必要となる送料等を除く。以下同じ。）に関し、各検査費用に要した実支出額（上限額あり）につき、事業所が所属する法人に対して多摩市が補助を行います（感染症予防法第15条に基づく調査として実施される検査（保健所等が実施する行政検査）は対象外）。

　　※補助対象検査期間内（令和2年12月22日から令和3年3月31日）に、提供する介護保険サービスの内容等を変更せず、当該法人に変更がある場合は、補助対象外になる場合がありますので、その際は市へお問い合わせください。

３　対象事業所

以下のいずれかの事業を行う介護保険事業所が、本事業の対象となります。

・　通所介護　　　　　　　　　　　　　　 ・　地域密着型通所介護

・ （介護予防）通所リハビリテーション　　・ （介護予防）認知症対応型通所介護

・ （介護予防）短期入所生活介護　　　　　・ （介護予防）小規模多機能型居宅介護

・ （介護予防）短期入所療養介護　　　　　・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護

・ （介護予防）特定施設入居者生活介護 ・　 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

・　地域密着型特定施設入居者生活介護　　 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

４　対象検査内容

　　対象事業所が、「医療機関」又は「民間等の検査機関」と契約等を行ったうえで実施するPCR検査及び抗原定量検査が対象となります。

※　抗体検査は対象外です。

※　本事業を利用してPCR検査等を実施する場合の注意点については、別紙３を確認ください。

※　本事業を利用してPCR検査等を実施する場合、検査方法及び検査機関の選定は、各事業所で行っていただきます。補助金の対象となるのは、補助対象検査期間（令和2年12月22日から３月31日までの履行完了（検査結果受理及び支払関係書類受領））分のみとなりますので、期間中に完了するよう、検査機関の選定・調整等を行ってください。

※　本事業を利用し、検査機関で医師の関与なく検査を実施した場合、検査結果は確定診断とならず、結果が陽性であった際には改めて医療機関を受診する等により確定診断が必要となります。結果が陽性だった場合は、医師や保健所等の指示に従い対応を図ることとし、事前連絡なく医療機関を受診すること等がなきようご留意ください。

※　検査機関による検査を医師の関与なく実施し、結果が陽性だった場合は、保健所への医師による発生届を作成するため、改めて医療機関への受診が必要となる場合があります。そのため、本事業を利用する場合は、陽性判明時の対応等につき、可能な限り、事前に関係医療機関やかかりつけ

　　　医と調整を図るものとしてください。医師による発生届の作成に関する手続き等については、後日、別途市公式ホームページにてお知らせする予定です。

５　補助対象検査期間

令和２年１２月２２日から令和３年３月３１日までの履行完了（検査結果受理及び支払関係書類受領）分

**※　本事業の対象となるのは、①上記期間内で検査機関等からの検査結果を受理しており、かつ、②上記期間内で支払関係書類（領収書その他支払事実が証明できる書類（金融機関支払明細書等））を受領している、という双方の条件を満たす場合となります。**

**３月末日までに検査を実施した場合でも、上記①及び②双方を満たしていない場合は、本事業の対象とならず、補助金を交付することができませんので、事前に医療機関や検査機関とスケジュール等の調整を行い、余裕をもって選定を行うものとしてください。**

６　補助金上限額等

⑴　補助対象経費上限額

・　PCR検査：１人当たり　　20,000円

・　抗原定量検査：１人当たり 7,500円

　※　各上限額を超過した場合は、当該超過分は補助金対象外となります。

　※　PCR検査と抗原定量検査の双方を実施する場合に補助対象となるのは、いずれかの検査のみです。

　⑵　１事業所あたりの補助上限額

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所における利用者定員 | 一事業所あたりの上限額 |
| 35名以下 | 70万円 |
| 36名以上50名以下 | 100万円 |
| 51名以上75名以下 | 150万円 |
| 76名以上100名以下 | 200万円 |
| 101名以上 | 256万円 |

　　　※　実支出額が上限額に満たない場合は、当該実支出額が補助額となります。

　　　※　上限額を超過した場合は、当該超過分経費は補助金対象外となります。

　⑶　その他

　　　検査実施に当たっては、上記（1）「補助対象経費上限額」及び（2）「１事業所当たりの補助上限額」の両上限範囲に留意したうえで、事業所の体制や最新の感染状況等に即し、検査手法や実施時期を検討してください。

７　その他要件等

・　補助金申請時において、感染拡大防止対策を徹底したうえで、必要なサービスについて事業の廃止、休止をせず継続的に運営していることが要件となります。

・　当市の補助事業として、対象事業所職員及び利用者が実施可能なPCR検査及び抗原定量検査は、いずれかの検査のみです。事業所内における各個人で検査内容が異なる（各個人でPCR検査と抗原定量検査とで相違がある）申請を行うことも認められません。

【例】事業所として、PCR検査を選択した場合

利用者Aさん：PCR検査実施　職員Bさん：PCR検査実施　⇒「PCR検査」で申請可

利用者Aさん：PCR検査実施　職員Bさん：抗原定量検査実施　⇒　利用者Aさん分は申請可

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　利用者Bさん分は申請不可

・　検査実施は、事業所が主体となって実施してください。利用者又は職員が個人で実施した検査は、補助対象外です。事業所単位で実施する時期は、各事業所の体制に合わせて判断してください。

・　PCR検査又は抗原定量検査の実施に当たり、検査対象者が国又は地方公共団体（都道府県又は市区町村）による同種の補助金等を受けている場合は、その対象者は本補助事業の対象外となります。

・　補助金は、申請に基づき交付し、申請回数は、事業所毎に対象期間内に１回です。申請後の受診分は補助対象外となりますのでご注意ください。

　・　検査を実施するにあたっては、利用者及び職員ともに、必ず本人等の同意をとったうえで行ってください。